

(目的)

第 1 条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない那珂川市を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない那珂川市を実現することを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、市の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

(市民及び事業者の役割)

第 4 条 市民及び事業者は、部落差別の解消を自らの役割として、部落差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をすることなく、部落差別を温存又は助長せず、社会のあらゆる分野において部落差別の解消に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 5 条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、市の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、市の実情に応じ、部落差別を解消するため、国、県、市民及び各種団体等と連携協力し、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第7条 市は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国及び県が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。